

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
当該休日に當たる翌日

## 告示

### 鳥取県告示第百二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
渡辺 美智子	鳥薬第三三五号	昭和五十一年二月四日
三 村 博 子	" 三三六号 "	五日

### 鳥取県告示第百二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

◆ 正誤 昭和五十一年二月鳥取県告示第九十八号中訂正

土地改良区の清算人の就任

土地改良事業計画の適否の決定

収入証紙の小売りさばき人の廃止

収入証紙の小売りさばき人の指定

土地改良区の清算人の就任

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国連第三二五号	渡辺 美智子	昭和五十一年二月四日
" 第三二六号	三 村 博 子	五日

鳥取県告示第百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十一年二月四日	桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇

米飯提供業者

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
鳥振第四三〇号	五〇、一二、一〇	河田 義久	えびすや食堂	鳥取市下段四八〇	鳥取市今町二丁目三一六
" 四三一"	"	伊奈垣 栄二	み ど	" 富安二丁目七二	" 富安二丁目二〇五
" 四三二"	五一、一、二〇	岡田 孝子	ふでの屋	相生町四丁目三〇一	同 上
" 四三三"	五一、一、二三	石川 三郎	ロータリー	" 瓦町六一二	"
八振第一一四号	五〇、一二、一五	寺谷 誠一郎	みたき園	八頭郡智頭町大字芦津二七七	八頭郡智頭町大字芦津

## 鳥取県告示第百二十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和五十一年二月四日	岡 空 医 院	米子市糀町一丁目二十五番地

鳥取県告示第百二十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米振第三六号	五〇、一一、一七	徳岡 厚久	デザートイン TOMATO	米子市榎原三六三の六	米子市東倉吉町一三四の七鷺山ビル二F
" 二三七 "	五〇、一二、二四	橋口 佳典	満潮 食堂	" 西福原二七の三	" 西福原西米川添四九六の三
" 二三八 "	"	大滝 信子	じゃがいも	" 永江一四	" 加茂町二丁目七九
(新規) 七四号	五〇、一二、一	柴田 温子	KK花見山観光 代表取締役松原一男	米子市立町四の二一七	日野郡日南町神戸上三〇八四一七
" 七五 "	"	佐々木 富子	ロツジ花見山	日野郡日野町根雨六三一	同 上
" 七六 "	"	喫茶 & 食事ささき	きらく	高尾七七二の六	"
				日野郡日野町根雨六三一	
				同 上	

## 鳥取県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所  
氣高郡青谷町大字長和瀬字宮島九一八の一、九二三の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二五の一七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月二十日

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 菅野土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

谷 口 雪 男 岩美郡国府町大字上地二一〇

四三一一一

九五

一五六一一

板本三〇八

森 原 一 郎

石 本 光 彦

大石五〇九

野 津 弦 實

五〇四

霜 村 圭 二

二九二

岡 本 琢 志

三八一

野 津 親 正

三〇三

昭和五十年十二月三日解散認可により理事が就任 任期 清算結了まで

## 鳥取県告示第百二十九号

昭和五十一年一月十三日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（下味

## 鳥取県告示第百三十号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十一年二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廢止年月日	住 所	氏 名
昭和五十一年二月十三日	日野郡溝口町溝口六八七 西伯郡名和町大字富長七四六 西伯郡名和町大字御来屋八八九の二 倉吉市上井町一丁目一〇	日光農業協同組合長 庄内農業協同組合長 御来屋農業協同組合長 光徳農業協同組合長 鳥取県職業訓練後援会 会長 倉本一明
昭和五十一年三月二十日	鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。
昭和五十一年二月二十一日	鳥取県平林鴻三	鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。
昭和五十一年二月二十二日	桂木字社地向 桂木字西の岡 桂木字西ヶ岡	昭和五十一年二月鳥取県告示第九十八号(町の区域の新設等について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正

誤